

保護者様

インフルエンザは、学校で予防すべき感染症で、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止の期間は、欠席にはなりません。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は「発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

なお、登校を開始するにあたり、改めて「治癒を確認するための受診」の必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、下記の「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関で記入していただくものではありません。

長野県更級農業高等学校長

治 癒 報 告 書

令和 年 月 日

長野県更級農業高等学校長 様

年 組 生徒 氏名

保護者氏名 _____ 印

下記のとおり、インフルエンザが治癒し、感染のおそれがないことを報告いたします。

記

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 1 疾患名 | インフルエンザ |
| 2 発症日
(咳・鼻水・38度程度の発熱等が始まった日) | 令和 年 月 日 |
| 3 受診した医療機関名 | _____ |
| 4 医療機関受診日 | 令和 年 月 日 |
| 5 解熱日(熱が平熱に下がった日) | 令和 年 月 日 |
| 6 医師より療養が必要とされた期間 | 令和 年 月 日まで |
| 7 登校を開始する日 | 令和 年 月 日 |